

志學館大学法学部研究推進委員会規程

(設 置)

第1条 この規程は、志學館大学学則第66条の規定に基づき、志學館大学法学部研究推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の審議及び実施・運営に当たる。

- (1) 教員及び学生への研究倫理及び研究費の運営・管理に関するルールの周知及び啓発活動
- (2) 学部研究紀要の編集・刊行に関する事項
- (3) その他学部の研究推進に関する事項

(組 織)

第3条 委員会は、学部長が指名した教員で組織する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 欠員が生じたときに補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項に定める委員のうちから、学部長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 4 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立する。
- 5 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
- 6 委員長が必要と認めたときは、関係の職員を出席させ意見を聴くことができる。

(事 務)

第5条 委員会の事務は、総務課で処理する。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会において別に定めることができる。

附 則

この規程は、令和3年9月8日から施行する。